

付録

命で承認された

日付_____ 番号_____

ロサトムの日本支社「ロスアトム東南アジア」のプライバシーポリシー

目次

1. 目的及び範囲.....	3
2. 用語及び定義.....	3
3. 個人データの処理に関する原則とその目的.....	4
4. 個人データが RC で処理される主体のリスト.....	6
5. RC で処理される個人データの一覧.....	6
6. 個人データの処理における RC の機能.....	6
7. RC における個人データを処理する為の条件.....	7
8. 個人データを含む行動の一覧及びその処理方法.....	7
9. 個人データ主体の権利.....	8
10. 個人データの処理における運営者の職務の遂行を確保するために RC が講じる措置	8
11. 個人情報保護のための要件を含む、個人情報の分野における日本の法律および現地の RC 規制の順守の管理.....	9
12. 法律の情報.....	9

1. 目的及び範囲

ロサトムの日本支社「ロスアトム東南アジア」のプライバシーポリシー（以下「ポリシー」という）は、個人データを処理するための基本理念、目的、条件と仕方、ロサトムの日本支社「ロスアトム東南アジア」（以下「RC」という）で処理される主体のリスト、個人データの処理における RC の機能、個人データ主体の権利、RC で実装される個人データ保護のための要件などを定義しています。

1.1. 本ポリシーは、日本の個人データ保護法（2003年5月30日付けの第57号）、個人データの分野における日本の法的小よびその他の法的規制法の要件を考慮して作成されました。

1.2. 本ポリシーの規定は、RC の社員の個人データおよび RC 内のその他の個人データの処理を管理する現地法律の策定の基礎になります。

2. 用語及び定義

用語	定義
個人データの自動処理	コンピュータ技術を用いた個人データの処理
個人データのブロック	個人データの処理の一時停止（個人データを明確にするために処理が必要な場合を除く）
個人情報システム	データベースに含まれる個人データ、情報技術およびそれらの処理を保証する技術的手段の統一
情報	各種類の情報（メッセージ、データなど）
個人データの非個人化	追加情報を使用せずに、個人データの特定の対象に対する個人データの同一性を判断することが不可能になる行為
個人データの処理	自動機器の使用または個人データを含むそのような措置の使用なしで実行される記録、体系化、蓄積、保存、改良（更新、変更）、抽出、使用、転送（個人データの配布、提供、アクセス）、非個人化、ブロック、削除、破棄、つまりあらゆる行動（操作）。
運営者	個人データの構成、個人データを使用して実行される行動（操作）を定義するだけでなく、個人データの処理を組織化を実行する州機関、自治体、法人または個人、個人データの処理の目的、処理対象、そのほか
個人データ	ある個人（個人データの対象）に直接または間接的に

用語	定義
	関連する情報
個人データの提供	特定の人物または特定の人物の輪に個人データを提供することを目的とした行動
個人データの国境を越えた転送	個人データの外国への転送
個人データの破壊	その結果として、個人データ情報システム内の個人データの内容を復元することが不可能になり、個人データの重要なキャリアが破壊される行動

3. 個人データの処理に関する原則とその目的

3.1. 個人データの運営者である RC は、RC の社員の個人データおよび RC と雇用関係にないその他の個人データの主体を処理します。

3.2. RC における個人データの処理は、プライバシー、個人および家族の秘密に対する権利の保護を含む、RC の社員の権利および自由、ならびにその他の個人データの主体を保護する必要性を考慮して以下の原則に基づいて行われます。

個人データの処理は、合法的かつ公正な基準で RC で行われます。

個人データ処理は、特定の事前に決められた正当な目標の達成に限定されます。

個人データを収集する目的に適合しない個人データの処理は許可されていません。

互換性のない目的で処理された個人データを含むデータベースを統一することは許可されていません。

データの処理は、その処理の目的を満たす個人データのみです。

処理される個人データの内容と量は、記載されている処理目的と一致しています。処理された個人データの冗長性は許可されていません。

個人データの処理により、個人データの正確性、その十分性、および必要に応じて個人データの処理目的との関連性が保証されます。RC は、不完全または不正確な個人データを削除または明確にするために必要な措置を講じているか、またはその採用を確実にしています。

個人データの保存期間は連邦法によって定められている場合を除き、個人データの処理の目的で必要な期間を超えない範囲で個人データの対象を決定できる形式で行われます。

処理される個人データは、処理の目的が達成された場合やまたはこれらの目的を達成する必要性が失われた場合に、連邦法で別段の定めがない限り破棄されるか、個人化されます。

3.3. 個人データは、以下の目的で RC で処理されます。

日本の個人データ保護法（2003年5月30日付けの第57号）、その他の日本の法律、ロスアトム法令の遵守。

州当局、地方自治体、年金基金、強制健康保険基金、およびその他の政府機関への個人データの提供を含む、日本の立法によって RC に割り当てられた機能、権限および責任の実施。

RC の社員との労働関係の規制（雇用支援、訓練および昇進、個人安全性の確保、作業の量と質の監視、財産の安全性の確保など）。

非国家年金給付、任意医療保険、医療およびその他の種類の社会保障を含む、RC の社員およびそれらの家族に対する追加の保証および補償の提供。

個人データ主体の生命、健康、その他の重大な利益の保護。

相手方との契約の準備、締結、実行および終了。

RC 施設におけるアクセスおよび内部統制体制の提供。

RC、製造部門および駐在員事務所の活動の内部情報支援のための参考資料の作成。

執行手続に関する日本の法律に従って、司法行為、他の機関の行為、または執行の対象となる役人の行為。

憲章およびその他の RC の現地の規制上の行為、または社会的に重要な目標の達成の枠組みにおける RC の権利および正当な利益の実施。

その他の目的で

4. 個人データがRCで処理される主体のリスト

RCでは、以下の主体の個人データが処理されます。

RCの社員

その他の個人データの主体（ポリシーの第5項に規定された処理目的の実施を確実にするため）。

5. RCで処理される個人データの一覧

5.1. RCで処理される個人データのリストは、ポリシーのセクション第4項で指定された個人データを処理する目的を考慮に入れて、日本の法律、ロスアトムとRCの法令およびに従って決定されます。

5.2. 人種、国籍、政治的見解、宗教または哲学的信念、親密な生活に関連する特別な個人データの処理は、RCでは行われていません。

6. 個人データの処理におけるRCの機能

個人データの処理におけるRCは

個人データ処理の分野における日本の法律およびRCの法令の遵守を確保するために必要かつ十分な措置、

個人データの違法または偶然のアクセス、個人データの破壊、改変、ブロック、コピー、提供、頒布、および個人データに関連するその他の違法な行為から個人データを保護するための法的、組織的および技術的な措置を取り、

RCにおける個人データの処理の責任を負う人を任命し、

RCにおける個人データの処理および保護の方針や問題を定義する法令を公表し、

個人データを直接処理するRCの社員に個人データの保護に関する要件を含む、個人データの分野における日本の法律、ロスアトムとRCの法令の規定のトレーニングを行い、

本ポリシーへの無制限のアクセスを提供し、

特定の個人データ主体またはその代表者から要求を受けた際に、日本の法律により別段の定めがない限り、関連する主体に関連する個人データの利用可能性について規定された方法で個人データの主体またはその代表者に知らせ、

個人データの分野における日本の法律で規定されている場合には、個人データの処理を中止し、破棄し、

個人データの分野における日本の法律で規定されているその他の措置を実行します。

7. RCにおける個人データを処理する為の条件

7.1. RCにおける個人データを処理

日本の法律により別段の定めがない限り、個人データの主体の個人データの処理についての同意を得た上で、RCにおける個人データの処理ができます。

7.2. RC は連邦法により別段の定めがない限り、個人データの主体の承諾なしで、第三者に開示することも、個人データを配布することもしません。

7.3. RC は、本人と締結した契約に基づいて個人データの処理を委託する権利を有します。契約には、個人データの処理を行う人が実行する個人データのリスト、処理の目的、個人データの機密性を維持する義務、処理中の個人データの安全を確保する義務、および処理中の個人データの保護に関する要件を含む行動（操作）のリストが含まれます。

7.4. 内部情報サポートの目的で、RC は、日本の法律により別段の定めがない限り、個人データの主体に関する書面による同意を得て、姓、名、勤務先、役職、生年月日、出生地、住所、メールアドレス、その他の連絡先や個人データを含む内部参照資料を作成できます。

7.5. RC で処理される個人データへのアクセスは、RC 職位のリストに含まれる RC の社員のみ許可されています。

8. 個人データを含む行動の一覧及びその処理方法

8.1. RC は個人データの収集、記録、整理、保存、改良（更新、変更）、検索、使用、転送（配布、提供、アクセス）、改造、ブロック、削除、破棄を行います。

8.2. RC での個人データの処理は、次のような方法で行われます。

個人データの手動処理

情報通信ネットワークを通じて受信した情報を転送し、または転送しないで個人データを自動処理すること

個人データの混合処理

9. 個人データ主体の権利

9.1. 個人データの対象者は、

RCで処理された個人データに関する完全な情報を受け取る権利、

日本の法律により別段の定めがない限り、個人データを含む記録のコピーを受け取る権利を含む自分の個人データへのアクセス、およびお好みの医療専門家の助けを借りた関連医療データへのアクセスを受ける権利、

個人データの明確化、個人データが不完全、期限切れ、不正確、違法に入手された、または記載された処理目的のために必要ではない場合のブロックまたは破壊をする権利、

個人データの処理に対する同意の取り消す権利、

自分の権利を保護するために法律によって提供される措置をとる権利、

個人データの分野における日本の法律の要件に違反して、個人データの主体の権利を保護するための権限のある機関または裁判所で行われた、RCの行動または省略に対する不服申立てる権利、

日本の法律で規定されているその他の権利があります。

10. 個人データの処理における運営者の職務の遂行を確保するためにRCが講じる措置

10.1 RCが個人データの処理における日本の法律に基づく運営者の義務を確実に果たすために必要で十分な措置には、以下が含まれています。

RCにおける個人データの処理の責任を負う人を任命すること。

個人データの処理および保護における法令やその他の文書の採用をすること。

RC職のリストに含まれる職位に就いているRCの社員との訓練の編成および方法論的作業の実施のこと、

自動化を使用せずに処理された個人データを個人データの別の重要なキャリアにそれらを修正することによって、他の情報から分離すること。

さまざまな目的で処理されるさまざまな個人データを含む、個人データとその重要なキャリアの個別の保管の提供。

日本およびロスアトムで確立された個人データ（公に利用可能で非個人化された個人データを除く）のセキュリティを確保するための措置を講ずることなく、オープン通信チャネル、管理区域外のコンピュータネットワークおよびインターネットを通じる個人データの転送の禁止をすること。

個人データの安全を確保し、それらへの不正なアクセスを排除する条件に従って、個人データの重要なキャリアを保管すること。

個人データの処理の日本の法律への準拠およびそれに従って採用された規制法令、個人データの保護のための要件、本方針、RC の国内文書に基づいて規制を行うこと。

個人データの分野において日本の法律で規定されているその他の措置。

10.2. 個人データが個人データ情報システムで処理される際の個人データのセキュリティを確保するための措置は、個人データの分野における日本の法律の部門別要件に従って設定されています。

11.

個人情報保護のための要件を含む、個人情報の分野における日本の法律および現地のRC規制の順守の管理

11.1. RC の社員による個人データの保護に関する要件を含む、日本の法律および RC の法令への準拠の監視は、日本の法律および RC の個人データにおける国内規制法への準拠を検証するために行われます。個人データ保護のための要件、ならびに個人データの分野における日本の法律の違反の防止および検出を目的とした措置の採用、漏洩チャネルおよび個人データへの不正アクセス、このような違反の結果を取り抜くこと。

11.2. RC の社員の日本の法律の遵守および個人データの保護に関する要件を含む個人データの分野における RC の法令の遵守に対する内部統制は、RC 内の個人データの処理を組織する責任者によって行われます。

11.3. 個人データ処理の日本の法律への準拠、およびそれに従って採用される法的規制法、個人データ保護のための要件、本方針、ならびに RC の法令の内部統制は、民間の RMC 機関の資産保護および企業セキュリティ部門によって行われます。

11.4. RC 内の個人データの分野における日本の法律の要件および RC の法令の遵守、ならびに RC 内の個人データの機密性とセキュリティの確保に対する個人の責任は、RC の取締役にあります。

12. 法律の情報

1. 日本の個人情報保護法（2003年5月30日付け第57号） - http://elaws.e-gov.gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057

2. 本ポリシーを日本の法律の要件に適合させ、この文書には個人データの分野における日本の関連法規の参照が添付されています。